

# 盛岡市環境学習広場指定管理者仕様書

## 第1章 総則

(適用)

第1条 この仕様書は、指定管理者が行う盛岡市環境学習広場（以下「広場」という。）の管理代行業務（以下「業務」という。）について適用する。

(管理の基本方針)

第2条 指定管理者は、広場を管理運営するに当たり、次の各号に基づき行うものとする。

- (1) 市民が広場に来場することで、自然に関心を持つとともに、環境問題に理解を深め、自主的に関わるきっかけの場とする。
- (2) 広場は自然環境の保全、循環型社会の形成及び再生可能エネルギーの利用等、環境に関する理解を深める体験学習の場であると同時に、近隣の高松の池を中心に多くの市民や観光客が訪れる風致地区であることから、良好な環境の保全を基本に管理を行うものとする。
- (3) 近隣の高松公園内では、各種ボランティア団体により、清掃、広場案内等の活動が行われているのでそれらと連携した管理に努めるものとする。
- (4) 広場内で行われる各種イベントについては、広場管理者として協力するものとする。
- (5) 広場の管理運営に当たり、近隣住民や関係機関との良好な関係を維持する。
- (6) 廃棄物の発生を抑制すること、リサイクルの推進を行うこと等、環境への配慮を行う。

(法令等の遵守)

第3条 広場の管理は、本仕様書のほか、次の各号に掲げる法令等を遵守し行うものとする。

- (1) 地方自治法、同施行令ほか行政関係法規
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- (3) 消防法
- (4) 個人情報保護に関する法律
- (5) 盛岡市環境学習広場条例
- (6) 盛岡市環境学習広場施行規則
- (7) 盛岡市情報公開条例
- (8) 盛岡市個人情報の保護に関する条例
- (9) その他管理運営を行うに当たり必要な関係法令

(業務の履行)

第4条 指定管理者は、本仕様書及び関係法令の規定に基づき、業務を履行するものとする。

- 2 業務の履行範囲は、広場の開設区域及び別表に掲げる施設の全てとする。

3 指定管理者は、この仕様書に定めがない事項であっても、業務遂行上必要と認められる事項については、指定管理者に対して支払われる、管理に要する費用（以下「指定管理料」という。）の範囲内において実施するものとする。

4 指定管理者と市は、業務を履行する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結する。

（供用期間）

第5条 広場の供用期間は、4月1日から翌年3月31日の通年とする。

（指示の履行）

第6条 指定管理者は、市の指示に従い、相互に協調して業務を円滑に遂行しなければならない。

（運営状況の監視と公表）

第7条 市は、指定期間中、次の取組を基本としながら、指定管理者に対して施設の特性に応じて、盛岡市環境学習広場管理日誌（様式第1号）の提出を求めるものとする。また、定期的な巡回点検や確認を行い、運営状況の把握に努めるとともに、1年度に1回以上、利用者の意見を直接聴く場を設けるなど、利用者の意見を幅広く聴き、その反映に努める。

(1) 指定管理者が毎年度終了後に提出する事業報告書（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項）を検証する。

(2) 市と指定管理者は、指定管理者制度導入施設における業務の履行状況確認等（モニタリング）を実施し、その結果を公表する。

（要求水準）

第8条 市が指定管理者に求める要求水準は次のとおりとする。

なお、最終的には、市と指定管理者が協議の上、事業計画書に数値目標（指標）を設定し、管理運営を行うものとする。

また、設定した数値目標（指標）は、指定管理者及び市による年度評価を実施する際の基準となるものであり、年度評価の実施後にはその結果を公表する。市ではモニタリング及び年度評価の結果を踏まえ、指定期間終了の前年度に総括評価を実施し、その結果を公表する。

項目	評価指標	要求水準				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
市民の平等使用の確保	利用者に向けたサービスPRの回数（※1）	12回	12回	12回	12回	12回
サービスの向上	苦情・要望に対し解決した割合	80%	80%	80%	80%	80%
管理経費の縮減	指定管理料（利用料金を含む）を超えない歳出決算額の維持（※2）	—	—	—	—	—

適正な管理運営	利用者評価の「非常に満足」「満足」「普通」の割合	75%	75%	75%	75%	75%
---------	--------------------------	-----	-----	-----	-----	-----

※1 盛岡市高松公園、盛岡市環境学習広場及び盛岡市高松多目的広場と共通

※2 盛岡市高松公園、盛岡市環境学習広場及び盛岡市高松多目的広場に係る歳出決算額と指定管理料（利用料金を含む）とする。

## 第2章 従業者

（従業者の配置等）

第9条 指定管理者は、業務を円滑に遂行するため、各業務に適した者（以下「従業者」という。）を適時適切に配置するものとする。

2 指定管理者は、統一した名札等を定め、従業者であることを明確にしなければならない。

（サービス）

第10条 指定管理者は、従業者に公の施設の管理代行業務に従事するものであることを自覚させ、利用者との対応、作業の態度等には十分に注意を払わせなければならない。

2 指定管理者は、従業者に業務上知り得たことを他に漏らさせてはならない。

## 第3章 施設管理

（植栽管理）

第11条 指定管理者は、広場の草花、樹木等の維持管理のため、必要な措置を行うものとする。

（施設管理）

第12条 指定管理者は、広場の施設及び維持管理業務について、適正かつ良好な状態で施設を管理し、業務を実施しなければならない。

2 指定管理者は、対象となる施設の維持管理のため、次のとおり予防保全及び事後保全を行うものとする。

(1) 予防保全 定期的に点検、手入れなどを行い、安全性、快適性、機能性を確認するとともに、劣化損傷を未然に防止する。

(2) 事後保全 劣化損傷に対して取換・補修を行い、安全性、機能性、美観を回復する。

（予防保全）

第13条 指定管理者は、土・日・国民の祝日を除く毎日、対象となる施設の点検（巡視）を実施するものとする。ただし、花見期間及び年末年始における対応については、あらかじめ市と協議するものとする。

2 対象となる施設の点検（巡視）は、午前8時30分から午後5時30分までの間に2回以上、午後5時30分から翌日午前8時30分までの間に2回以上を、それぞれ状況に応じて行うものとする。

3 点検により施設の異常を発見したときは、速やかに使用停止又は応急措置を行うとともに、軽微なものを除き、市に盛岡市環境学習広場施設破損等報告書（様式第2号）等により報告するものとする。

4 指定管理者は、前項の措置を行うほか、軽易な補修を行うため最低限必要な器具・機材類を指定管理料の範囲内において常時備えておくものとする。

（事後保全）

第14条 指定管理者は、事後保全に係る施設補修として各種修繕工事等を実施するものとする。

2 指定管理者は、利用者による対象となる施設の破損・盗難等の事件を発見したときは、速やかに盛岡東警察署に通報するとともに、前条第3項の例により市に報告するものとする。

（法定点検等）

第15条 指定管理者は、法令等により点検等が義務付けられている施設及び安全上又は保安上点検等が必要と認められる施設について、点検等の処置を行うものとする。この場合において、当該点検項目及び内容等はそれぞれの法令等に従うものとする。

（光熱水費等の支払い）

第16条 指定管理者は、光熱水費等の支払いを行うものとする。

（指定管理者と市とのリスク分担）

第17条 指定管理者と市のリスク分担は、原則として次のとおりとする。

段 階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
共 通	法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更	協議事項	
	不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
申請・準備 段階	申請コスト	申請費用の負担		○
	準備コスト	業務引継ぎに要する費用の負担		○
運営段階	運営費の変動	燃料購入単価及び電気料金単価の変動に伴う燃料費の変動（※1）		○（基準内）
		公共料金の料金改定に伴う光熱水費の変動	協議事項	
		上記以外で、市以外の要因による運営費の変動		○
	施設の休館	施設・設備の大規模改修等による長期間の休館	協議事項	
	施設・設備の 損傷	管理上の瑕疵による施設・機器等の損傷		○
		上記以外による施設・機器等の損傷（※2）	○	○
	債務不履行	施設設置者（市）の協定内容の不履行	○	
指定管理者による業務及び協定内容の不履行			○	

	損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
		施設、機器の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害	協議事項	
	運営リスク	管理上の瑕疵による広場利用禁止に伴う運営リスク		○
		施設、機器の不備や火災等の事故による広場利用禁止に伴う運営リスク	協議事項	

※1 基準を超過した部分の燃料費及び電気料金については、市と指定管理者の協議によりリスク分担を決定する。

※2 年度協定において定める年間修繕料を上回る修繕は、市との協議事項とする。

(保険及び損害補償の取扱い)

第18条 指定管理業務の範囲内での指定管理者が負うべき賠償責任については、市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」の対象となる。ただし、当該保険の賠償責任を超えることが想定される業務がある場合は、指定管理者が独自に保険に加入することとする。また、広場内での自主事業等、指定管理者が独自に行う事業については対象外となるので、その規模等に応じ、想定される賠償責任に見合った保険に加入することとする。なお、市が加入している保険の内容は以下のとおりである。

(1) 保険名称 全国市長会市民総合賠償補償保険（賠償責任保険）

(2) 保険金額（てん補限度額）

- ア 身体賠償 1名につき 1億円  
1事故につき 10億円
- イ 財物賠償 1事故につき 2,000万円
- ウ 免責金額 なし

(管理に要する費用)

第19条 市は、広場サービスの質が低下することがないように、指定管理料を支払う。なお、指定管理料は、指定管理者の収支予算書に基づき算定した一定額を予算の範囲内で支払うものとし、修繕費を除き、原則的に指定管理料の精算は行わないものとする。

2 市は、年間の修繕費の額は年度協定において定める。なお、修繕費は実績が下回った場合、その差額を返納し、上回る場合は市と事前に協議をした上で、必要な場合は市から追加して支払うものとする。

(市内中小企業への発注協力)

第20条 市内地域経済の活性化を図るため、小規模修繕等の工事の発注、物品や役務の調達等に当たっては、市内登録業者への発注を優先的に行うこととする。

(業務の再委託)

第21条 包括的な業務の再委託は認めない。個別の業務の再委託については、事前に市との協議を行うものとする。

(管理に要する機材)

第22条 広場の管理に要する機材は、原則として指定管理者において準備するものとする。  
(物品等の帰属)

第23条 指定管理者が、指定期間中に市から支払われた指定管理料により購入した物品については、市に帰属するものとする。

- 2 指定管理者は市が所有する物品については、盛岡市財務規則（昭和46年規則第33号）に基づいて、善良な管理者の注意をもって使用し、また、常に良好な状態で、使用できるよう保管しなければならない。

(清掃)

第24条 指定管理者は、広場の美観の保持及び快適な環境の保全のため、次に掲げる事項に配慮し、定期的清掃を実施するほか、随時必要な措置を行うものとする。

- (1) 広場の利用者の妨げとならないよう作業を実施すること。
- (2) 廃棄物及び回収物等は、速やかに、かつ、適正に搬出又は処理すること。
- (3) 薬剤の取扱い及び管理については、十分に注意すること。

(環境への配慮)

第25条 指定管理者は、指定管理業務において省資源・省エネルギーに努めるとともに、廃棄物排出量の抑制、自然・生活環境の保全を行う等、環境への配慮を行うものとする。また、関係法令や市の計画に基づき、当該施設におけるエネルギー使用量等を管理し、市に報告するものとする。

#### 第4章 利用管理等

(利用案内等)

第26条 指定管理者は、広場内の施設の設置目的を理解し、必要に応じて、利用者に説明を行う。また、当市で行う環境学習講座の情報を提供し、利用者に対し講座参加の周知を図るものとする。

- 2 指定管理者は、利用者からの苦情・提言等があった場合は、それを受け付け、及び対応し、市に報告するものとする。

- 3 指定管理者は、広場の使用・占用について、申込や協議等があった場合は、市に申請・協議をするよう案内するものとする。

(利用指導等)

第27条 指定管理者は、広場の保全上又は機能の増進のため、次に掲げる事項について指導等を行うものとする。

- (1) 広場内での禁止行為又は危険行為の予防又は制止のための指導
- (2) 広場の施設の正しい使用方法及びルール等に係る指導
- (3) その他広場管理上必要な指導又は調整等

- 2 指定管理者は、前項の業務を実施するため、利用者の状況に応じて、広場内を巡視するものとする。

(暴力団排除措置)

第28条 指定管理者は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該公の施設の使用に係る許可その他の処分をせず、又は当該処分を取り消すことができるものとする。

- 2 指定管理者は、暴力団員等に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある許可その他の処分（法令により既に暴力団排除の措置が採られている処分及び前述の処分を除き、以下「利益付与処分」という。）をしないものとする。また、指定管理者は、利益付与処分を受けた者が暴力団員等に該当することが判明したときは、当該利益付与処分を取り消すことができるものとする。

（自主事業）

第29条 指定管理者は、次に掲げるものについて自主事業を行うことができる。なお、自主事業の実施に当たっては、別途市と協議するものとする。

- (1) 環境問題について理解を深める事業
- (2) 広場の魅力の向上に寄与する事業
- (3) 利用者へのサービス向上に寄与する事業

（調査）

第30条 指定管理者は、広場内を巡視し、次の事項について、第7条に基づき記録するものとする。

- (1) 天候、気温（広場内）等の気象状況
- (2) 管理を行う上で支障・異常及び事故等があった事項
- (3) 広場を利用する大きな行事等
- (4) 広場内での、植物の開花や渡り鳥の動向等の特筆事項

（事故の処理）

第31条 指定管理者は、人身事故が発生した場合には、事故者の保護に努め、応急手当を行うほか、救急車の要請等適切な措置を行わなければならない。また、指定管理者は、携帯できる救急医薬品等を常備しておかななければならない。

- 2 指定管理者は、利用者の金品の盗難、紛争等の事件が発生した場合には、盛岡東警察署に通報するものとする。
- 3 指定管理者は、事故・事件（以下「事故等」という。）について、当事者又は目撃者等から、場所、経緯、及び住所、氏名、保護者等を聴取し、原因の究明に努めるとともに、関連、重複事故等を防止する処置や、管理上の改善が必要と認められる事項については、速やかに対応するものとする。
- 4 指定管理者は、事故等の顛末を盛岡市環境学習広場事故報告書（様式第3号）により、速やかに市に報告するものとする。
- 5 指定管理者は事故等が発生した場合は、誠意をもって被害者との交渉にあたらなければならない。

（災害・事故等対策）

第32条 指定管理者は、広場に関わる災害・事故等を想定した対策案を、あらかじめ市と

協議の上策定するものとし、災害・事故等が発生した場合は、速やかに市及び関係機関に連絡するとともに、被害者の救護や被害の拡大防止対策等を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、大雨、強風、雷、大雪、異常乾燥等の、災害・事故等に関わる気象情報の発令や、防犯情報に留意して、必要に応じて、事前対応体制で臨むものとする。
- 3 指定管理者は、災害、事故等の発生があった場合には、盛岡市環境学習広場事故報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（連絡調整）

第33条 指定管理者は、本仕様書に記載されていないものについても、業務に関連する事項について、市及び関係機関、関係団体との連絡調整を行うものとする。

（個人情報保護）

第34条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）において、指定管理者には、次の義務が課されている。

- (1) 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (2) 個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。また、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された電算処理個人情報ファイルを提供したり、不正な利益を図る目的で個人情報を提供し、又は盗用したときは、刑事罰の対象となる。
- (3) その他、【別記4】個人情報取扱事務に係る特記仕様書に記載のとおり。

（帳簿書類等の保存年限）

第35条 指定管理者として作成した書類は、その帳簿等の閉鎖の時から、5年間保存することとする。

（指定管理者の事務所）

第36条 指定管理者は、既設の高松公園管理事務所を事務所として使用することができるものとする。

（その他の留意事項）

第37条 指定管理業務を新しい指定管理者に引き継ぐ際は、新しい指定管理者が円滑に業務を開始することができるように速やかに引継ぎを行うものとする。



盛岡市環境学習広場 別表

「指定管理者」管理等業務委託に係る施設及び維持管理業務

項目	施設（業務）	規模、数量	業務内容	業務量数量	備考
施設管理全般	盛岡市環境学習広場開設面積	環境学習広場全域 面積 2.23ha	広場内巡視	毎日、昼間2回以上、夜間2回以上	
			除雪	必要の都度	市の指示により実施する。
	管理事務所1棟 (高松公園内)	建築面積 52.17 m <sup>2</sup>	全日管理事務所の機械警備	毎日	別途付属建物有り
	(観光シーズン等)		観光シーズン等(花見等)の広場内巡視	必要な人員確保	
施設管理	広場清掃	広場全般	清掃(落葉収集含)	清掃は必要の都度 高松公園のまつり 期間は毎日	
	園路	広場全域 ・園路-1: 廃ガラス舗装 ・園路-2: 木材チップ舗装 ・花畑周縁部園路: 樹脂型吹付舗装 ・管理用道路: 豆砂利樹脂モルタル舗装	点検・補修	必要の都度	
	階段	16m ・デッキ: 木粉入り特殊オレフィン ・支柱・ビーム: 樹脂被覆擬木	点検・巡視	必要の都度	
	環境改善業務含	広場全域	落葉収集・集積	秋の落葉収集は別途毎日	

項目	施設（業務）	規模、数量	業務内容	業務量数量	備考
施設管理	便所	水洗トイレ 1ヶ所 (男女別、上水道あり。照明・換気は太陽光発電による)	清掃・点検・巡視・施設修繕	清掃は必要の都度 毎日3回程度巡視	
	東屋	2.5間×5間(40.5㎡)オープン構造 テーブル6卓、イスあり、トップライト配置(電源は太陽光発電)	清掃・点検・巡視	清掃は必要の都度 毎日3回程度巡視	
	東屋(ソーラー設備)		点検・整備	整備は必要な都度 毎日3回程度巡視	
	ベンチ	合成木材ベンチ3基 木製ベンチ2基 御影石ベンチ4基	清掃・点検・巡視	清掃は必要の都度 毎日3回程度巡視	
	観察所	1ヶ所 5mの衝立	清掃・点検・巡視	清掃は必要の都度 毎日3回程度巡視	
	広場内案内板	3ヶ所設置(うち正面入口の案内板は太陽光発電によるLED照明付)	清掃・点検・整備・巡視	清掃・整備は必要の都度 毎日3回程度巡視	
	広場内説明パネル	10枚設置	清掃・点検・巡視	清掃は必要の都度 毎日3回程度巡視	
	機械草刈	広場全域	広場草刈	必要の都度	
	塵芥収集	全域	塵埃収集処理業務	必要の都度 限定期間毎日	限定期間 ・桜の開花期 ・イベント期間

項目	施設（業務）	規模、数量	業務内容	業務量数量	備考
施設管理	池	20m×20m(400 m <sup>2</sup> ) 水深 50cm	清掃・点検・巡視	清掃は必要の都度 毎日3回程度巡視	自然の状態を維持する程度
	井戸	2ヶ所 ・井戸①(太陽光発電ポンプおよび手動ポンプ) ・井戸②(手動ポンプ)	清掃・点検・巡視	清掃は必要の都度 毎日3回程度巡視	
	排水施設		排水施設の修繕 (便所汚水詰含)	必要の都度	
			側溝の清掃	必要の都度	
	照明灯	全9ヶ所 ・ハイブリット照明1基 ・太陽光発電照明8基	照明設備の点検	9基 1年に1回	
			照明灯具、柱の維持管理	必要の都度 毎夜巡視	
			照明灯電球交換	必要の都度 毎夜巡視	
	時計	1ヶ所 ・電源は太陽光発電	清掃・点検・巡視	清掃は必要の都度 毎日3回程度巡視	
	物置	1ヶ所 2.3m×3.2m	清掃・点検・巡視	清掃は必要の都度 毎日3回程度巡視	花畑の耕運機
	その他		注意看板等の製作設置	必要の都度	
機械器具の小修繕			必要の都度		
花畑	花畑管理	42m×42m (1,764 m <sup>2</sup> )	花畑の適正な維持管理	必要の都度	土壌管理・施肥を含む
			苗木・花苗の植栽等	必要の都度	肥料、種子及び花苗等の購入を含む

項目	施設（業務）	規模、数量	業務内容	業務量数量	備考
花畑	花畑管理	42m×42m (1,764 m <sup>2</sup> )	環境学習講座の内容に合わせた畑の整備	必要の都度	市と協議の上実施する。
法面管理	法面（草刈）	1,620 m <sup>2</sup>	法面草刈	必要の都度	
駐車・駐輪場管理	駐車・駐輪場	駐車場 20 台（うち 2 台身障者用） 駐輪場 40 台	清掃、管理	清掃は必要の都度 毎日 3 回程度巡視	
池	水生生物	水生生物（生物の 放流等を行わない）	池内の水面清掃 （浮遊物の除去）	必要の都度	自然の状態を 維持する程度
			池内の池底清掃 （沈殿土砂の除去）	必要の都度	自然の状態を 維持する程度
	水辺植物	水辺植物	水辺植物の維持・ 管理	必要の都度	自然の状態を 維持する程度
	護岸維持管理		護岸の維持・管理	必要の都度	自然の状態を 維持する程度
	井戸ポンプ（太陽 光発電、手動ポン プ）		点検整備	必要の都度	・飲料不可 ・冬期、太陽 光発電ポンプ は水抜きをし て稼働停止
	呑口		点検・清掃	必要の都度	
	吐口		点検・清掃	必要の都度	
樹木管理（桜 他）	樹木		剪定	必要の都度 （桜剪定は通年）	
			枯枝伐採	必要の都度	

項目	施設（業務）	規模、数量	業務内容	業務量数量	備考
樹木管理(桜他)	樹木		落葉収集	必要の都度	
			施肥	必要の都度	
			薬剤防除	必要の都度	
環境改善	落葉山管理（落葉の堆肥化）	約 5m×5m (25 m <sup>2</sup> )	落葉の収集	秋	
			落葉の集積	秋	
			落葉山堆肥づくり	通年、醗酵混合 (切返 1 回)	
クローバー管理	クローバー管理		草刈	必要の都度	

(様式第1号)

盛岡市環境学習広場管理日誌

令和 年 月 日 ( )	責任者	記録者	勤務者・勤務時間		時間等 気温 天候	9時	12時	15時	その他気象現象等
			異常の有無	異常の場所					
主な出来事									
処理状況									
第1回	:  から  :  まで								
第2回	:  から  :  まで								
第3回	:  から  :  まで								
第4回	:  から  :  まで								
第5回	:  から  :  まで								
関係機関等との協議・調整事項									
その他特記事項									

(様式第2号)

令和 年 月 日

盛岡市長 殿

指定管理者

盛岡市環境学習広場施設破損等報告書

区 分	
日 時	年 月 日 時 分ごろ
場 所	
被害額(概算)	
破損等の原因 または 加害者氏名等	
破損等に対し てとった処置	
その他 (目撃者の 氏名等)	

※事故の内容に応じ、現場見取図、写真等事故の状況を明らかにする書類を添付すること。

(様式第3号)

令和 年 月 日

盛岡市長 殿

指定管理者

盛岡市環境学習広場事故報告書

事故名				事故の種類		
事故の日時	年 月 日		時 分		ごろ	
事故の場所						
事故の当事者 及び保護者	区分	職	氏名(年齢)	区分	職	氏名(年齢)
事故の当事者 及び保護者	区分	職	氏名(年齢)	区分	職	氏名(年齢)
事故の原因 及び状況						
事故に対して とった措置						
被害額等						

注1 事故の内容に応じ、現場見取図、写真等事故の状況を明らかにする書類を添付すること。

2 事故報告書は、事故の内容が判明次第速やかに提出するものとし、その後の経過については、事故の進展に応じて適宜追加して報告すること。